

文京区は 女性の活躍を 推進する事業所を 応援しています😊

募集



～文京区女性のエンパワーメント原則*
推進事業所募集～

* 詳しくは、裏面参照

文京区は、女性のエンパワーメント原則に沿い、地域と連携して、女性の活躍を推進し、男女平等参画の実現を目指して取り組む事業所を募集し、「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所」として登録しています。

登録事業所になると…

- ✨ 事業所の取組について、区のホームページ・情報誌等で広く紹介します！
- ✨ 中小企業融資あっせんの利率を優遇します！（別途融資審査有）
- ✨ 区の総合評価落札方式で行う工事入札において、加点をします！
- ✨ 希望により、国連機関におけるWEPs*登録の支援を行います！

* 詳しくは、裏面参照

詳しくは
区HP▼



これまでに登録した事業所の取組事例

- 女性社員の計画的育成・配置・登用に関する数値目標の設定
- フレックスタイム制の導入、テレワーク環境の整備
- eラーニングを含めたハラスメント研修の実施
- 女性の視点を取り入れた作業着の開発（多彩なサイズ展開や素材への配慮）
- 相談制度の運用
- 女性社員に配慮した防災備蓄



文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当(平日9時から17時まで)

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター14階

TEL:03(5803)1187 FAX:03(5803)1331



女性のエンパワメント原則とは

女性のエンパワメント原則(Women's Empowerment Principles/WEPs)は、2010年3月に国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金(UNIFEM/現 UN Women)が共同で作成した、**女性の活躍推進に積極的に取り組むための7原則**です。企業がジェンダー平等と女性のエンパワメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指し、女性の経済的エンパワメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。

原則1 トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進

原則2 職場におけるジェンダー平等

原則3 健康管理、安全管理、暴力撤廃

原則4 教育と研修

原則5 事業開発、流通、マーケティングビジネス活動

原則6 地域社会のリーダーシップと参加

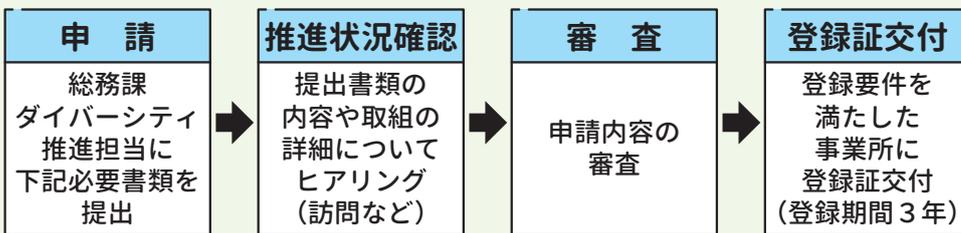
原則7 透明性、成果の測定、報告

登録できる事業所

- 文京区の区域内に所在し、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業所であること。
- 「文京区女性のエンパワメント原則推進チェックシート」において、各原則において**1**項目以上の取組があり、かつ、全体で**10**項目以上の取組が認められること及び事業所アピール欄への記載がされていること。
- 女性のエンパワメント原則の推進に積極的な視点を持ち、事業所内外への周知が認められること。
- 推進状況について公表を行うこと。

※ その他の要件については、区ホームページをご確認ください。

登録までの流れ



登録証(見本)

申請時に必要な書類

- ① 文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録申請書
- ② 文京区女性のエンパワメント原則推進チェックシート
- ③ 次世代育成支援対策推進法に関する資料(行動計画または計画目標)
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関する資料(行動計画または計画目標)

- ※ 書類①と②の様式は、区ホームページからダウンロードできます。
- ※ 書類③と④については、事業所規模により行動計画の提出が必要となります。
- ※ 上記の書類以外に独自の推進アピールがある場合は、関連資料をご提出ください。

